

在学生の皆様

同朋大学 学長

福田 琢

ChatGPT などの生成系 AI についての留意事項

近年、人工知能（AI）技術は急速に発展し、文書や画像を生成するものまで登場しています。その代表例として ChatGPT 等があります。本学において、学生の皆さんに ChatGPT 等の使用に関して注意していただきたい点をお知らせします。

- 1) 生成系 AI が記述する文書は、元は人間が作成した文書をふまえて作成されるものであるため、出典・根拠を示すことなく、それを使用することは、著作権の侵害・盗用・改ざん・捏造・剽窃等に相当すること
- 2) ChatGPT などが作成する文書は、その真偽が定かにならないことが多いため、それをそのまま使用することは、虚偽文書の宣伝に関わる行為になること
- 3) ChatGPT 等が作成した文書は、たとえその内容が学術的に見えようとも、そこに学術的価値があるとは見なせないこと
- 4) 入力した情報は生成系 AI に利用され、個人情報などが漏出し、危険があること

以上、ChatGPT 等の生成系 AI を利用することが利便で有効な場面もありますが、その前に、問題や危険があることも的確に理解してください。

当然のことですが、試験・レポート等において、ChatGPT 等の生成系 AI で作成した文書をそのまま用いたら、100 パーセント不正行為となります。懲戒処分（当該期の全単位不認定の上で停学など）の対象となりますので（※）、絶対にしないでください。

考察の参考として ChatGPT 等の生成系 AI を用いることがある場合は必ず、教員に確認を取り、その指示を受けるようにしてください。

※同朋大学学則第 47 条による。